

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2017年4月1日号

名古屋事務所 藤原 久子(税理士)

法定実効税率および地方税率の改正について ～消費税増税時期の延期を受けて～

1 はじめに

平成28年6月2日の閣議決定(経済財政運営と改革の基本方針2016)により、消費税率10%への引上げについては、「世界経済が不透明感を増しており」、「増税すれば内需を腰折れさせかねない」として、平成29年4月1日から平成31年10月1日まで再延期されることが決定した。

これを受けて、平成28年11月18日、税制改正関連法(「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」:以下「改正法」)が成立し、同11月28日付で交付・施行されている。本ニュースレターでは、消費税増税延期に伴う関連制度への影響、および地方法人税・地方税の改正について解説を行う。

2 消費税の改正

消費税率の10%引上げ時期が平成31年10月1日まで延期されることに伴い、軽減税率および適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入も2年半延期されることとなった。改正時期の変更の概略をまとめると以下のとおりとなる。

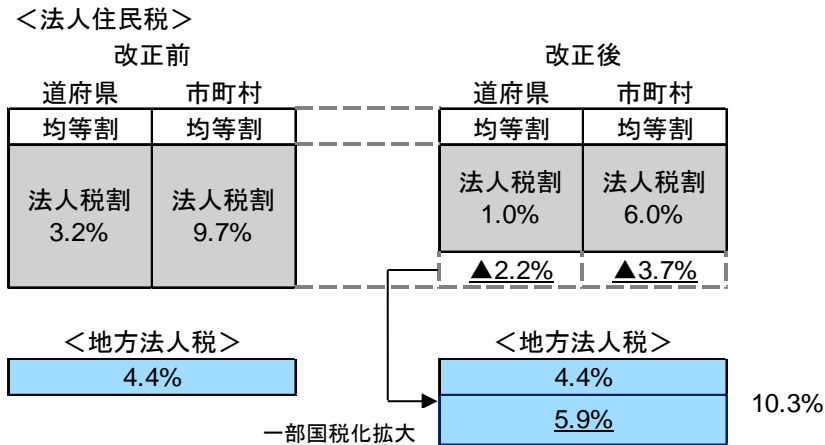
【図表1】消費税の改正時期の概略

項目	改正前	改正後
請負工事等に係る経過措置の指定日	平成28年10月1日	平成31年4月1日
消費税10%引上げおよび軽減税率制度の開始	平成29年4月1日	平成31年10月1日
適格請求書発行事業者の登録申請受付開始	平成31年4月1日	平成33年10月1日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成33年4月1日	平成35年10月1日

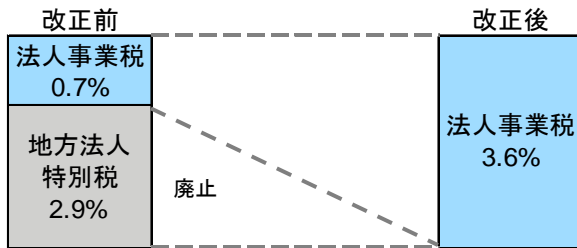
3 法人税実効税率および地方税率の改正

住民税および地方法人税については、平成28年度税制改正により、平成29年4月1日以後開始事業年度以降における、地方法人税の税率引上げ、法人住民税の法人税割税率の引下げ、および地方法人特別税の廃止(法人事業税に復元)が予定されていたが、これらの改正税率につき、税制改正関連法により適用時期が平成31年10月1日以後開始事業年度からの適用に延期された。これら改正税率のイメージを図で表すと次頁【図表2】のようになる。

【図表 2】



＜法人事業時および地方法人特別税＞



注1) 地方法人税の税率引上げと、住民税法人割の税率引下げが同時に行われることにより、改正前後で両者を合わせた負担税率に変更はない。

注2) 法人事業税所得割の税率引上げと、地方法人特別税の廃止が同時に行われることにより、改正前後で両者を合わせた負担税率に変更はない。

この結果、資本金1億円超の外形標準適用法人の各事業年度における法定実効税率は以下のようになる。

【図表 3】外形標準課税適用法人の法定実効税率

	H28.4.1以後開始事業年度		H29.4.1以後開始事業年度		H30.4.1以後開始事業年度		H31.10.1以後開始事業年度	
	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率
法人税	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%
地方法人税	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	10.3%	10.3%
法人税率×地方法人税率	1.03%	1.03%	1.03%	1.03%	1.02%	1.02%	2.39%	2.39%
法人税計	24.43%	24.43%	24.43%	24.43%	24.22%	24.22%	25.59%	25.59%
道府県民税法人割	3.2%	4.2%	3.2%	4.2%	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%
市町村民税法人割	9.7%	12.1%	9.7%	12.1%	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%
住民税計	12.9%	16.3%	12.9%	16.3%	12.9%	16.3%	7.0%	10.4%
法人税率×住民税率計	3.02%	3.81%	3.02%	3.81%	2.99%	3.78%	1.62%	2.41%
事業税所得割	0.70%	0.88%	0.70%	0.88%	0.70%	0.88%	3.60%	3.78%
地方法人特別税	414.2%	414.2%	414.2%	414.2%	414.2%	414.2%	-	-
事業税課税標準×地方法人特別税率	2.90%	2.90%	2.90%	2.90%	2.90%	2.90%	-	-
事業税合計	3.60%	3.78%	3.60%	3.78%	3.60%	3.78%	3.60%	3.78%
実効税率	29.97%	30.86%	29.97%	30.86%	29.74%	30.62%	29.74%	30.62%

注1) 住民税法人税割の超過税率は東京都における税率による。

注2) 事業税所得割の超過税率は東京都における800万円超の所得に対する税率による。

注3) 税効果会計の適用に当たっては、会計基準等における取扱いを検討する必要があり注意を要する。

また、資本金 1 億円以下の普通法人(外形標準課税不適用法人)の法定実効税率は次のようになる。

【図表 4】外形標準課税不適用法人の法定実効税率

	H28.4.1以後開始事業年度		H29.4.1以後開始事業年度		H30.4.1以後開始事業年度		H31.10.1以後開始事業年度	
	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率
法人税	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%
地方法人税	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	10.3%	10.3%
法人税率×地方法人税率	1.03%	1.03%	1.03%	1.03%	1.02%	1.02%	2.39%	2.39%
法人税計	24.43%	24.43%	24.43%	24.43%	24.22%	24.22%	25.59%	25.59%
道府県民税法人割	3.2%	4.2%	3.2%	4.2%	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%
市町村民税法人割	9.7%	12.1%	9.7%	12.1%	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%
住民税計	12.9%	16.3%	12.9%	16.3%	12.9%	16.3%	7.0%	10.4%
法人税率×住民税率計	3.02%	3.81%	3.02%	3.81%	2.99%	3.78%	1.62%	2.41%
事業税所得割	6.70%	7.18%	6.70%	7.18%	6.70%	7.18%	9.60%	10.08%
地方法人特別税	43.2%	43.2%	43.2%	43.2%	43.2%	43.2%	-	-
事業税課税標準 ×地方法人特別税率	2.89%	2.89%	2.89%	2.89%	2.89%	2.89%	-	-
事業税合計	9.59%	10.07%	9.59%	10.07%	9.59%	10.07%	9.60%	10.08%
実効税率	33.80%	34.81%	33.80%	34.81%	33.59%	34.59%	33.59%	34.60%

注1) 住民税法人税割の超過税率は東京都における税率による。

注2) 事業税所得割の超過税率は東京都における 800 万円超の所得に対する税率による。

注3) 税効果会計の適用に当たっては、会計基準等における取扱いを検討する必要があり注意を要する。

4 超過税率適用の地方公共団体について

地方税法では、標準税率(地方公共団体が課税する場合に通常よるべきものとされている税率)が定められているが、地方公共団体がそれぞれの自治体の実情に応じ、当該標準税率を超える超過税率を条例で定め、制限税率まで課税することが認められており、東京都や大阪府、愛知県等の大都市圏では超過課税が実施されているケースがある。

東京都においては、改正を反映した「東京都都税条例等の一部を改正する条例」(平成 29 年東京都条例第 15 号)が、平成 29 年第 1 回東京都議会定例会において可決され、平成 29 年 3 月 31 日に公布された。

5 改正による税効果会計への影響

法人税等および住民税等について、税効果会計における繰延税金資産および繰延税金負債を計算する際に用いる税率は、決算日において国会で成立している税法に規定されている税率による。1 のとおり、平成 28 年 11 月 18 日に改正法が成立したことから、平成 29 年 3 月決算法人においては改正後の税率を使用することとなるが、単体納税法人においては、地方法人税増税部分と法人住民税減税部分の相殺により、実効税率における影響は微小と考えられる。ただし、連結納税適用法人については、適用する実効税率について、検討が必要である。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 名古屋事務所

所在地 〒450-6337 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー37 階

Tel 052-565-5533

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.